

宮城大学入学試験実施規程

平成21年4月1日

規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学の入学試験及び本学が分担する大学入学共通テストの業務（以下「入学試験等」という。）の実施に関し必要な事項について定める。

(職員の遵守事項)

第2条 入学試験等の実施にかかわる者は、厳密に公平でかつ定められた方法で実施に当たらねばならない。

2 その年度に二親等以内の親族又は住居を同一にする者が宮城大学の入学試験又は大学入学共通テストを受験することが見込まれる場合には、あらかじめ学長に申し出なければならない。

(入学試験等の実施)

第3条 入学試験等の実施は、アドミッションセンターがこれに当たる。

(措置)

第4条 入学試験等の実施上問題となる点が起こった場合には、アドミッションセンター長はアドミッションセンター運営会議を開催し、これについての措置を決定し、学長に報告しなければならない。

2 学長は、この結果を公表基準に従って公表しなければならない。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日に施行する。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H23.9.28 第46回理事会)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。